第1号訪問事業訪問介護費単位数表

|  |
| --- |
| （1） 第1号訪問型サービス（Ⅰ）（週1回程度利用）　　1,168単位 （月額）  介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者  （2） 第1号訪問型サービス（Ⅱ） （週2回程度利用）　　2,335単位 （月額）  介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者  （3） 第1号訪問型サービス（Ⅲ）（週3回程度利用）　　　3,704単位（月額）  介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分（要支援2の状態）である者）  注1　利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護事業所（安芸高田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下「指定基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定第1号訪問事業訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第1号訪問事業訪問介護（指定基準要綱第4条に規定する指定第1号訪問事業訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、上記の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。  注2　介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の70  　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第74号の規定により準用する同告示第2号の規定に該当するサービス提供責任者（指定基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。  注3　同一建物等の利用者にサービスを行った場合  　　　　　　　　　　　100分の90  　　指定第1号訪問事業訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る｡以下この注において同じ｡)若しくは指定第1号訪問事業訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。  注4　特別地域加算  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の15加算  　　厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に所在する指定第1号訪問事業訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、特別地域第1号訪問事業訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。  注5　中山間地域等における小規模事業加算  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の10加算  厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号の規定に該当する地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する指定第1号訪問事業訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、平成27年厚生労働省告示第96号第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「第1号訪問事業訪問介護事業所」に読み替えるものとする。  注6　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の5加算  指定第1号訪問事業訪問介護事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定基準要綱第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。  注7　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業訪問介護費は算定しない。  注8　利用者が一の指定第1号訪問事業訪問介護事業所において指定第1号訪問事業訪問介護を受けている間は、当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所以外の指定第1号訪問事業訪問介護事業所が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合に、第1号訪問事業訪問介護費は算定しない。 |
| （4）　初回加算  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　200単位  注　指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（指定基準要綱第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合又は当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 |
| （5）　生活機能向上連携加算  　100単位  注　利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定第1号訪問事業訪問介護を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。 |
| （6）　介護職員処遇改善加算  ①　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数  ②　介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数  ③　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数  ④　介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 　③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  ⑤　介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 　③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  注　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定第1号訪問事業訪問介護事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業訪問介護事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。 |